別　添

事　務　連　絡
令和５年９月 14 日

各 { 都道府県 / 保健所設置市 / 特別区 } 母子保健主管部　（局）御中

こども家庭庁　成育局母子保健課

里帰り出産をする妊産婦への支援について（依頼）

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、里帰り出産をする妊産婦に対しては、令和４年度に創設された、出産・子育て応援交付金における伴走型の相談支援（以下「伴走型相談支援」という。）により、妊娠８か月頃の面談等において分娩予定施設の確認をするなどし、必要な対応・支援を行っていただいているところです。今般、「規制改革実施計画」（令和５年６月 16 日閣議決定）において、里帰り出産をする妊産婦に対して、産前・産後のケアなどの提供可能な行政支援に関する情報提供を行うこと等が示されました。このため、各市区町村におかれては、妊産婦への切れ目のない支援を提供する観点から、下記のとおり依頼いたしますので、御了知いただくようお願いいたします。また、都道府県におかれては、医療機関において、支援の必要性がある妊産婦を把握した際に、市区町村との情報連携が円滑にできるよう、体制の構築に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、別添のとおり、関係団体に対して、里帰り出産をする妊産婦への支援について、市区町村と連携の上、支援いただくよう協力を依頼しています。

都道府県におかれましては、貴管内の市区町村に対して、周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 住民票所在地の市区町村においては、伴走型相談支援における妊娠期や妊娠８か月頃の面談等の機会を活用して、妊婦の里帰り出産の予定の有無や里帰り先の自治体・医療機関について把握をするよう努めること（※）。特に、妊娠８か月頃の面談等においては、里帰り予定の妊婦に対し、里帰り先で妊婦健康診査や産後ケア事業等の母子保健サービスを受けた際の償還払いの手続き等、里帰り出産をする際に必要な情報を提供すること。

   ※ 例えば、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」（令和４年 12 月 26 日付け子発 1226 第１号厚生労働省子ども家庭局長通知）別添様式第２号において、妊娠８か月頃の妊婦に使用するアンケートのひな形として分娩予定施設に関する質問項目をお示ししており、この項目を活用することなどが考えられる。

2. 上記 1 を実施する際、里帰り出産の予定があると答えた妊婦に対し、里帰り先の市区町村において妊娠・出産・子育てに関する支援が必要となった場合には住民票所在地の市区町村に相談・連絡するよう説明するとともに、当該相談・連絡を行う際の市区町村の相談窓口の電話番号等の連絡先についても、情報提供を行うこと。

3. 妊産婦より上記の相談窓口に対して支援の求めがあった場合、住民票所在地の市区町村より、里帰り先の市区町村に対し、妊産婦への支援を実施するために必要な調整を行うとともに、里帰り先の市区町村と連携をし、切れ目のない支援の提供に努めること。

4. また、妊産婦からの支援の求めがない場合であっても、伴走型相談支援における面談等の結果や医療機関等からの情報提供等を踏まえて、住民票所在地の市区町村において、当該妊産婦の里帰り先での支援の必要性を認めた場合には、当該市町村は、当該妊産婦の同意の上で、里帰り先の市区町村へ妊産婦の支援に必要な情報を共有するとともに、妊産婦への支援を実施するための里帰り先の市区町村との必要な調整を行うこと。なお、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第５項に規定する特定妊婦については、従来の取扱のとおり、本人の同意の有無に関わらず、里帰り先の市区町村に対し、必要な支援を実施するための情報提供を行うこと。

5. 里帰り先の市区町村においては、里帰り中に支援を行った妊産婦が住民票所在地の市区町村に戻った後も継続して支援が必要と考えられる場合は、里帰り先での支援経過や支援内容等について、当該妊産婦の同意の上で、住民票所在地の市区町村へ書面等で報告し、切れ目のない支援につなげること。

6. 里帰りした妊産婦が里帰り先の産科医療機関等を受診した場合において、当該産科医療機関等が当該妊産婦への行政の支援の必要性があることを把握した際に、直接又は里帰り先の市区町村を通して住民票所在地の市区町村に対して、その旨を円滑に通知できるよう、都道府県及び市区町村が協力して、母子保健や周産期医療体制についての協議の場等を活用して、情報連携する仕組みについて検討すること。なお、当該検討などを行うための協議の場の設置・開催に必要な経費については、令和５年度予算から創設した「母子保健対策強化事業」の「母子保健に関する都道府県広域支援強化事業」により国庫補助を行っているため、適宜活用されたい。また、令和５年度こども・子育て支援推進調査研究事業において、「里帰り出産等の実態に関する調査研究」を行うこととしており、当該事業を通じて得られた結果等について、今後、周知を行う予定である旨を申し添える。

以上

○別添　「里帰り出産等をする妊産婦への支援について（依頼）」（関係団体宛）

○参考　規制改革実施計画（令和５年６月 16 日閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/230616/01_program.pdf